

# 障害のある人のコミュニケーション支援条例 解説

## 前文

本市は、障害のあるなしにかかわらず、お互いの個性を認め合い支え合って、市民一人ひとりが安心していきいきと暮らせるまちを目指しています。

しかしながら、いまだ現代社会においては、音声や文字をそのままでは受け取りにくい障害のある人の多くは、必要な情報の取得や周囲の人たちとのコミュニケーションが困難なことから、日常的に不安を抱えて生活しています。

このような状況の下、平成26年1月に国が批准した障害者の権利に関する条約においては、コミュニケーションには、手話、文字の表示、点字、音声、平易な表現など多様な手段があると規定され、同条約を基に改定された障害者基本法においてはコミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保が求められています。

さらに、平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律においては障害を理由とする差別的取扱いの禁止と情報伝達やコミュニケーションについての合理的配慮が、社会の中で求められることとなりました。

本市においても、これらの法の制定又は改正の趣旨を踏まえ、障害のある人が現在よりも容易に情報を取得し、意思疎通を十分に図ることができる環境を整備することは不可欠です。

そこで、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会を十分に確保するとともに、障害のある人への市民の理解を促進することにより、本市の全ての人々がお互いを尊重し支え合うことで、心豊かに共生していくことができる宇部市を目指し、この条例を制定します。

## <趣旨>

この「前文」では、この条例を制定する背景や必要性を示し、障害のある人が必要な情報を得ることができ、意思疎通を十分に図ることができる環境を整備することで、障害のあるなしにかかわらず、市民だれもが安心して暮らし、心豊かに共生するまちを目指すことを宣言しています。

## <背景、解説>

平成18年に国際連合で採択され、平成26年1月に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」は、コミュニケーション手段には、手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、簡単な表現などによる多様なコミュニケーション手段があるとしています。

また、この条約の趣旨を反映して「障害者基本法」が改正されましたが、これは、コミュニケーション手段の選択と利用の機会が確保されていない障害者の生活に大きな変化をも

たらし、自立と社会参加を後押しするものとなりました。

更に、障害のある方への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的に、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」が施行されました。この法律では、障害を理由とする差別的な取扱いが行政機関、民間事業者ともに禁止され、情報伝達やコミュニケーションをはじめとする社会的障壁を除去するための配慮（合理的配慮）が求められるようになりました。

しかしながら、聴覚に障害があって駅のアナウンスが聞こえず、電車の遅れの状況がわからない。視覚に障害があってお知らせ文が読めない、知的障害があって説明文が理解できないなど、音声や文字をそのままでは受け取りにくい人の多くは、必要な情報の取得とコミュニケーションが思うようにできないことから、不安をかかえて生活しているのが現状です。

障害のある人が安心した生活を送るためには、障害のある人が今よりも容易に情報を取得し、意思疎通を十分に図ることができる環境を整備することが必要となります。

そのためには、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会を十分に確保するだけでなく、障害のある人への市民の理解を促進することで、障害者の権利に関する条約の理念を、市全体で共有することが不可欠となります。

障害のあるなしにかかわらず、市民だれもが安心していきいきと暮らせるまちを目指すことを目的として、この条例を制定します。

## 第1条 目的

### (目的)

第1条 この条例は、障害のある人へのコミュニケーション支援について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の推進方針を定めることにより、障害のある人にとってそれぞれの障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用ができるような環境を構築し、障害のある人もない人も全ての市民がお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現することを目的とする。

### <趣旨>

本条は、この条例を制定する目的について定めるものです。

### <解説>

この条例では、障害のある人へのコミュニケーション支援について、次のことを示し、障害のある人が、それぞれの障害の特性に応じたコミュニケーション手段が利用できるような環境をつくることで、障害のある人もない人も全ての市民が互いに尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現することを制定の目的としています。

- ・基本理念
- ・コミュニケーション支援を推進する実施主体とその役割
- ・施策の推進方針

基本理念については第3条、市の責務については第4条、市民の役割については第5条、事業者の役割については第6条で規定しています。

施策の推進方針については第7条、第8条においては、財政上の措置を明記しています。

## 第2条 定義

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) コミュニケーション 相互に意思を伝え合い、つながりを築くことをいい、障害のある人への情報の伝達、障害のある人からの意思表示及び発言の保障もこれに含む。
- (3) コミュニケーション手段 手話、触手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読、代用音声（咽頭摘出等により使用するものをいう。）、重度障害者用意思伝達装置その他障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報並びにコミュニケーション支援用具等をいう。
- (4) コミュニケーション支援 手話、要約筆記、点訳及び音訳、盲ろう者向けの通訳、平易な表現の実施、代読及び代筆その他障害のある人への伝達補助等の支援をいう。
- (5) コミュニケーション支援者 手話通訳を行う者、要約筆記を行う者、点訳及び音訳を行う者、盲ろう者向けの通訳、介助を行う者その他障害のある人への伝達補助等を行う支援者（成年後見人等を含む。）をいう。
- (6) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し、事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (7) 情報保障 情報の取得及び利用の機会を保障することをいう。
- (8) 合理的配慮 障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で障害のない人と同等の権利を行使するため、特定の場合において必要とされるものであり、必要かつ適切な現状の変更、調整等であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- (9) 社会的障壁 障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣習、観念等をいう。

### <趣旨>

本条は、この条例で用いられる用語の意義を定めています。

### <解説>

**第1号では、この条例において支援の対象となる「障害のある人」を定義しています。**

聴覚障害のある人や視覚障害のある人だけでなく、日頃から意思の伝達等のコミュニケーションに支障があるすべての人を対象としており、身体障害、知的障害、精神障害、難病その他の心身の機能の障害がある人、を対象としています。

**第2号では、「コミュニケーション」を定義しています。**

コミュニケーションはお互いに意思を伝えあい繋がりを築くことですが、この条例では、障害のある人に必要な情報を伝えること、そして、障害のある人側からの意思表示と発言をしっかりと保障することが特に重要として、これを明記しています。

**第3号では「コミュニケーション手段」を定義しています。**

障害がある人が必要としているコミュニケーションの手段は、障害種別や状況に応じて多岐にわたります。手話、触手話、要約筆記、点字、音訳、分かりやすい簡単な文章や表現、ルビを振付、代筆、代読、そして、咽頭摘出等により使用する代用音声、重度障害者用意思伝達装置などのコミュニケーション支援用具も含まれます。

**第4号では「コミュニケーション支援」を定義しています。**

障害のある人への様々な伝達補助の支援をいい、手話、要約筆記、点訳及び音訳、盲ろう者向けの通訳、平易な表現の実施、代読及び代筆、移動支援、行動支援を含む介助などです。

**第5号では「コミュニケーション支援者」を定義しています。**

手話通訳士・者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳などの有資格者や、介助等の職業に従事している人だけでなく、ボランティアを行う人や家族など支援する人すべてをいいます。また、成年後見人もこれに含まれます。

**第6号では、「事業者」を定義しています。**

市内に店舗や会社等を所持し、事業を行っている法人や団体、個人をいいます。

**第7号では「情報保障」を定義しています。**

情報保障とは人の知る権利を保障するもので、必要な情報を取得して利用することができるように保障することをいいます。

**第8号では、「合理的配慮」を定義しています。**

障害のある人の日常生活や社会参加において障壁となっている事を可能な限り取り除くために行う配慮で、ここでは、障害のある人が障害の無い人と同じように情報の授受とコミュニケーションが図れるように、必要かつ適切な取り組みを行うことをいいます。

また、合理的配慮は、「必要とされる場面において、実施に伴う負担が過重でない」ときに行われるもので、費用や負担の程度、事業への影響などを考慮して判断します。

**第9条では「社会的障壁」を定義しています。**

障害のある人の日常生活や社会参加において障壁となっているもので、次のようなものがあります。

- 社会における事物（通行、利用しにくい施設、整備など）
- 制度（利用しにくい制度など）
- 慣行（障害のある人を意識していない慣習や文化など）
- 観念（障害のある人への偏見など）

## 第3条 基本理念

### (基本理念)

第3条 第1条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 障害のある人がコミュニケーションを円滑に行う権利は、障害の特性に応じた適切なコミュニケーション手段を活用することにより、最大限に尊重されなければならない。
- (2) 障害のある人のコミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障害のある人とない人とが相互に違いを理解し、それぞれの人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

### <趣旨>

本条は、この条例の目的を達成するために必要とされる、二つの基本理念を定めています。

### <解説>

第1号では、障害のある人がコミュニケーションを円滑に図る権利を最大限尊重することを求めています。

障害のある人が必要とするコミュニケーション手段は第2条3号に記しているように様々ですが、重要なことは、障害のある人が、「障害の特性に合った適切なコミュニケーション手段」を利用できることです。

「障害のある人がコミュニケーションを円滑に図る権利」は、障害のある人が、適切なコミュニケーション手段を日常的に利用できることにより、最大限に尊重されます。

第2号では、障害のある人とない人とが、対話やふれあいを通してお互いの違いを理解すること、また、お互いの個性と人格を尊重することを求めています。

これらを基本とすることで、障害のある人が適切なコミュニケーション手段を選択し、利用できる環境を作っていきます。

この二つを基本理念として取り組みを推進することで、障害のある人にとってそれぞれの障害特性に応じたコミュニケーション手段が利用できるような環境を構築し、この条例の目的である、障害のある人もない人も全ての市民がお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現します。

## 第4条 市の責務

### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、障害のある人が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関する施策

(2) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段における情報保障及び合理的配慮に関する施策

2 前項の規定による施策の促進に当たっては、事業者をはじめ、国、山口県その他の関係機関と連携を図るよう努めるものとする。

### <趣旨>

本条は第3条の基本理念の実現に向けて、市の責務を定めるものです。

### <解説>

#### 第1項

第1号では、障害のある人が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、市がコミュニケーション手段の普及と利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

実施する施策は第7条の施策の推進方針に掲げています。

第2号では、市の施策において、障害のある人の状況に応じたコミュニケーション手段による情報の発信や、コミュニケーションを図るために必要かつ適切な取り組みを行うこととしています。

例えば、次のような取り組みを実施します。

1 お知らせ文や通知において、手段の多様化を図る

(1) 個人に送付する文書

点字、音訳、音声コード、拡大文字、ルビの振付など、障害のある人の申し出に応じた情報発信を実施

(2) 市広報などの全戸配布する文書

障害のある人の申し出に応じて、点字、音訳による情報発信の実施

2 会議、講演会、イベント、選挙等での配慮の実施

(1) 申込み、問い合わせ手段の多様化

(2) 障害のある人の申し出に応じて、過重な負担にならない範囲で適切な配慮を実施。

3 窓口業務等のコミュニケーションの円滑化

4 市業務に対する相談窓口の設置、取り組みの検証と強化

## 第2項

市内における障害者のコミュニケーション支援の充実を図るために、民間事業者をはじめ、県、国、その他の関係機関との連携を行って施策を推進します。

店舗や交通事業者、警察などにおける取組の強化、高等学校、大学等の高等教育機関での障害者理解促進など、連携は必要です。



## 第5条 市民の役割

### (市民の役割)

第5条 障害のある人もない人も全ての市民は、第3条の基本理念に対する理解を深め、前条の規定により市が推進する施策に協力するよう努める。

#### <趣旨>

本条は、第3条の基本理念の実現に向けて市民の役割を定めるものです。

#### <解説>

障害のある人へのコミュニケーション支援については行政やお店等の事業者が取り組むだけでなく、市民の皆さんも、障害のある人への理解を深め、どのような配慮が必要なのかを理解して、市が行うコミュニケーション支援の取り組み（第7条に記載した取り組み）に協力することを役割としています。

また、障害のある人も、市民の障害者理解促進などにおいて、できる協力をする事、例えば、学校で開催される障害者理解講座の講師を引き受けたり、ふれあい行事に参加するなどがあります。

「市が推進する施策に協力する」とは、例えば、

会議では、聴覚障害者への配慮である手話や要約筆記が行いやすいように、参加者はゆっくりとわかりやすく話をする必要があります。また、視覚障害者への配慮としては、だれが発言しているのかわかるように、発表者は最初に名前を言ってから発言をすること。

市民の皆さんは、このような場面において、障害者がコミュニケーション支援を受けやすいよう協力することが必要となります。

また、障害者理解講座やふれあい活動に参加したり、手話、点字等の養成講座に参加して、自分にできる支援を行う、などもあります。

また、日常生活の中でも、例えば、駅やバス停やショッピングセンターなどで、必要な情報が届いていないと思われる人に気づいたら、声をかけ、必要であれば状況を説明する。

災害時に、避難情報が届かない可能性のある障害のある人に情報を伝える。避難所で、声掛けや支援を行う、など、障害のある人への理解があれば、協力できる場面はたくさんあります。

更に、地域の行事や、市民活動団体が行う活動等においても、障害のある人が適切なコミュニケーション支援を受けて安心して参加できるように、市民ひとりひとりが配慮することも、大切な市民の役割です。

障害の特性は多様であり、障害のある人の何が不自由でどのような配慮が適切であるかは、障害のある人とない人が会話をすることによって、理解し合えるものです。

障害のある人は、「条例ができたのだから、配慮されることは当然」と考えるのではなく、自分に必要な配慮の方法を伝えることで、お互いの状況を確認しながら、支援の方法を考えていくことが必要となります。

また、障害のある人への配慮の方法が適切でない場合においても、お互いが話をすることで、理解は徐々に進み、適切な支援に繋がっていくでしょう。

障害の種類も程度も様々で、障害のある人でも人によって何に困っているのかは違います。多くの人が障害について理解するようになれば、それぞれの人に必要な配慮が提供されるようになり、誰もが安心して暮らせるまちになります。

## 第6条 事業者の役割

### (事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念に対する理解を深め、障害のある人が利用しやすいサービスを提供し、及び働きやすい環境を整備するよう努める。

2 事業者は、第4条の規定により市が推進する施策に協力するよう努める。

### <趣旨>

本条は、第3条の基本理念の実現に向けて、事業者の役割を定めるものです。

### <解説>

事業者が努めなければならない、「障害のある人が利用しやすいサービスの提供」と「障害のある人が働きやすい環境を整備する」ことについて、具体的にはどのようなものなのかを説明します。

「障害のある人が利用しやすいサービスの提供」について

例えば、一般的には

- ・お店のメニューは写真をつける、点字のメニューを用意する、お客さんにどのようなメニューがあるかわかりやすく説明する。
- ・問い合わせや申し込みは、電話だけでなく、ファックスやメールを使えるようにする。
- ・商品を紹介するパンフレットに、音声読み上げコード（SPコード）をつける。

また、個々の障害の状況に応じては、例えば、

- ・契約の重要事項説明は、必要に応じて音声訳や点字訳したものを渡したり、わかりやすく説明したりする。
- ・お店や銀行の窓口等で、筆談や手話でコミュニケーションを行う、コミュニケーションボードを使う、ゆっくりわかりやすく説明する、などがあります。

「障害のある人が働きやすい環境を整備する」について

事業者は、費用等の過重な負担がない範囲で、雇用する障害者が円滑に職務を遂行できるよう、障害の特性に応じて、必要な配慮を行うことであり、例えば、

- ・知的障害がある人に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつおこなったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと、
- ・聴覚障害のある人もわかるように、指示や連絡事項をホワイトボード等で周知する。

また、募集、採用時の配慮としては

- ・視覚障害がある人に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ・聴覚・言語障害がある人に対し、筆談などで面接を行うこと、 などです。

これらの配慮は、障害のある人の意向を尊重し、適切な対応方法を検討することから始まります。障害の種類も程度も様々で、どのような配慮を行うのがよいのかは、個人個人で違います。個別な対応は、本人に必要な支援を確認することが大切です。

## 第2項

事業者の皆さんも市民の役割と同様、障害のある人への理解を深め、どのような配慮が必要なのかを理解して、市が実施する取り組みに協力することを役割としています

## 第7条 施策の推進方針

### (施策の推進方針)

第7条 市は、コミュニケーション手段に関しその普及及び利用の促進並びに情報保障及び合理的配慮を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民に対して、障害のある人への理解及びコミュニケーション手段の意義についての理解を促進するための施策
  - (2) 障害のある人が障害の特性に応じたコミュニケーション手段を容易に利用することができるよう、支援環境の整備を促進するための施策
  - (3) コミュニケーション支援者を確保し、及び養成するための施策
  - (4) 事業者等に対して合理的配慮の実施について啓発を行うとともに、その取組を促進するための施策
  - (5) 市内教育機関において障害のある人への理解を促進するための施策並びに障害のある児童生徒等に対し適切なコミュニケーション手段を活用した学習及び生活支援を行うための施策
  - (6) 障害のある人が適切なコミュニケーション支援を受けることができるよう、移動等における社会的障壁を除去するための施策
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策
- 2 市は、前項各号に規定する施策の推進に当たっては、障害のある人、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を聞くための協議の場を設けるものとする。
- 3 市は、第1項各号に規定する施策を策定した場合は、当該施策を宇部市障害者福祉計画に位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。

### <趣旨>

本条は、第4条第1項第1号に定める、障害のある人が日常生活、社会生活を円滑に営むことを目的として、コミュニケーション手段の普及と利用の促進を図るために市が実施する施策を定めたものです。

また、施策を推進するにあたっては、障害のある人等との協議の場をもつこと、そして宇部市障害者福祉計画に位置付けることで、総合的、計画的に推進することを定めたものです。

### <解説>

#### **第1項は推進する施策です。**

#### **第1号について**

条文にもあるように、障害のある人の多くは、障害により音声や文字をそのままでは受け取りにくく、必要な情報の取得とコミュニケーションが困難なことから、不安をかかえて生活しているにもかかわらず、市民の多くは、コミュニケーション支援の必要性を理解していないのが現状です。市民に対して、障害のある人への理解促進と、コミュニケーション手段

の意義についての理解を促進するための施策を実施することとしています。特に、地域や学校、小売等の民間事業者に向けた、障害者理解講座やふれあい活動の開催を重点的に促進します。

## **第2号について**

障害のある人がその障害に応じたコミュニケーション手段を簡単に利用することができる環境を整備するため、コミュニケーション手段の利用に関する相談支援や、コミュニケーション支援ボランティア団体が活動しやすいような環境の整備を行います。

## **第3号について**

コミュニケーション支援者の確保、養成のため、市民の皆さんにコミュニケーション支援活動の周知を行います。また、手話、音訳、点訳等のボランティア養成事業については、認定資格者の増加に向けてのスキルアップの取り組みや、民間事業者社員等の養成講座への参加を促進するなどして、充実を図ります。

## **第4号について**

民間事業者に対しての合理的配慮の啓発としては、市が実施している「コミュニケーション支援」の取り組みを民間事業者等に発信するとともに、コミュニケーション支援員が障害のある人と事業者双方の相談を受け、支援方法の検討や調整を行う「情報バリアフリー相談」を実施し、取り組みの促進を行います。

あわせて、点字メニューや説明書の作成、説明書の音訳、イベントへの手話通訳者の設置、分かりやすい写真付の説明書の作成、筆談ボードの購入、コミュニケーションボードの作成など、コミュニケーションツールに対する助成も検討します。

## **第5号について**

幼児教育、市内小中学校、高校や大学等の高等教育機関において、児童・生徒等と保護者への障害者理解のため、障害者理解講座や手話や点字等の体験教室の開催を促進します。

また、宇部市立学校における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領（平成28年7月 宇部市教育委員会作成）等に基づき、適切なコミュニケーション手段による学習や生活支援を行うとともに、保育園や高等教育機関の教育機関においても同様の学習や生活支援を行うよう、各関係機関と連携を図り、取り組みを促進します。

## **第6号について**

障害のある人がコミュニケーション支援を受けるにあたっては、施設や移動面においても障壁があります。今後も施設のバリアフリー化を促進したり、障害者の移動支援を充実するなど、障害を要因とする障壁を除去するための取り組みを実施することで、コミュニケーション支援をより充実させるような施策を推進します。

## **第2項について**

障害のある人へのコミュニケーション支援を図る施策について、市は、「宇部市障害者相談員協議会」等において意見を聴取するとともに、「宇部市障害者差別解消支援地域協議会」「宇部市自立支援協議会」の意見も踏まえ、障害のある人、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を聞くことにより推進します。

### **第3項について**

障害のある人へのコミュニケーション支援を図る施策を策定した場合には、宇部市の障害者福祉を推進するための基本計画である「宇部市障害者福祉計画」に位置付け、総合的かつ計画的に推進していきます。

## 第8条 財政上の措置

第8条 市は、前条第1項各号に規定する障害のある人のコミュニケーション支援の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### <趣旨>

本条は施策を計画的、実効的に進めるために必要な財政措置を定めたものです。

### <解説>

市は財政状況と施策の必要性を鑑みながら、予算の範囲内で必要な財政措置をしていきます。